



全老健第 23-280 号
平成 23 年 9 月 15 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会

会 長 山 田



東日本大震災に係る被災地の介護老人保健施設への再建支援に関する要望

平素より全国老人保健施設協会の活動にご理解ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

この度の東日本大震災における被災地の介護老人保健施設においては、地域における要介護高齢者のケア拠点の確保と施設の再建に向け、懸命な努力を続けているところです。しかしながら、建物等に大規模損害を受けた施設や原発事故に伴い避難を余儀なくされた施設は、震災から半年を経過した今も通常運営には程遠い状態にあり、全面再開には国庫補助や融資制度の充実が不可欠です。

本件につきましては、別添のとおり、平成 23 年 4 月 22 日付「東日本大震災」にかかる要望書ならびに平成 23 年 6 月 27 日付 4 病院団体協議会との共同の要望書において、要望内容をご提示しましたところ、7 月 25 日に成立した平成 23 年度第二次補正予算において、(独)福祉医療機構の旧貸付分の大幅な条件緩和策等を実施いただいておりますが、未だ実現に至っていない項目も複数あり、また、当協会会員から更なる制度の充実を求める声が上がっているところです。

つきましては、下記事項について、改めて要望いたしますので、引き続き特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 東日本大震災で被災した介護老人保健施設の復旧費用の補助率を阪神・淡路大震災時の補助率よりも引き上げること (1/2 → 2/3)。
2. 災害復旧費用の対象として、建物のみならず、土地の整備に関する費用等についても補助の対象とすること。
3. 独立行政法人福祉医療機構の介護老人保健施設向け貸付制度を更に充実させること
 - ・増改築資金の融資率を 100% とすること
 - ・長期運転資金は、無利息、無担保、無保証とすること
 - ・被災地における新規事業に対する融資についても災害復旧貸付と同様の条件とすること

以上



全老健第 23-46 号
平成 23 年 4 月 22 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会 長 山田 和彦

「東日本大震災」に係る要望書

平素より社団法人全国老人保健施設協会の活動にご理解ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」は、津波を誘発し、東北地方沿岸部を中心として、多くの犠牲者・行方不明者を出すなど、未曾有の被害・損害を与えました。

また、福島県における原子力発電所の放射能漏れの発生とも相俟った一連の災害により、多くの方々が避難所生活を余儀なくされています。

これらの事態により、当協会に所属する介護老人保健施設におきましても、建物の損壊や利用者の退避など、甚大な影響を受けております。

当協会としても、各県支部や行政と連携を取り合っ、被災施設からの受け入れ、介護スタッフ等の被災地派遣、物資の配送などの支援に努めているところですが、一日も早い災害復旧ならびに利用者への適切な介護サービスの実施、更には、今後の災害に備えて、各自治体への支援も含めて、下記事項を実現していただくよう要望致します。

記

1. 被災した介護老人保健施設の復旧費用の補助率を阪神・淡路大震災時の補助率よりも引き上げること
2. 災害復旧費用の対象として、建物のみならず、建物以外の工作物、土地の整備、設備・車両を加えること
3. 独立行政法人福祉医療機構の介護老人保健施設向け貸付制度を更に充実させること
 - ・増改築資金の融資率を100%とすること
 - ・長期運転資金は、無利息、無担保、無保証とすること
4. 災害救助法において介護を適切に位置づけ、被災施設へのスタッフ派遣や被災施設からの利用者受け入れなどが費用面を含めて円滑に行われるようにすること
5. 今後、介護老人保健施設が防災対策として行う耐震工事あるいは自家発電装置の設置・拡充を行う際に、十分な費用の助成を行うこと

以上

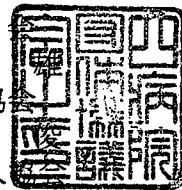


平成 23 年 6 月 27 日

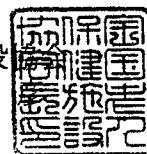
厚生労働大臣
細川 律夫 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院
会 長 堺 常
社団法人 全日本病院協
会 長 西 澤 寛
社団法人 日本医療法人
会 長 日 野 頌 三
社団法人 日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學



社団法人 全国老人保健施設
会 長 山 田 和



東日本大震災に係る医療施設等への災害復旧補助金対象範囲の拡大及び
医療施設・社会福祉施設等災害復旧補助金の国庫補助率の
再度の引き上げ等に関する要望

平素より四病院団体協議会及び全国老人保健施設協会の活動にご理解ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

今回の東日本大震災により、被災地の医療施設・社会福祉施設等においては、未だ復旧の目途が立たず、通常の入院・入所及び外来対応が出来ない施設が多数存在しています。

5月2日に成立した平成23年度第一次補正予算により、被災地の復旧支援として東日本大震災で被災した医療施設等への災害復旧に係る補助金の交付要綱が示されておりますが、公的医療機関や救急指定病院等の一部の医療機関のみが対象となっています。今回の大震災は未曾有の大災害であることを鑑み、災害復旧に係る補助金の対象範囲については、設置主体や施設類型に拘わらず全ての医療機関とすべきです。

また、医療施設・社会福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率が引き上げられておりますが、補助率について格差があります。特に、医療施設においては公的医療機関のみが2/3に引き上げられ、その他の施設の補助率は1/2のままとなっています。今回の大震災で被災した医療施設・社会福祉施設において、設立主体により災害復旧にかかる費用に差があるとは考えられず、補助率は一律とすべきです。

加えて、医療機関・社会福祉施設の再建に際しては、追加の借入負担の発生に伴う二重債務問題があり、この問題の適切な対応なくしては、地域医療の復興は望めない状況にあります。

つきましては、以上の点を踏まえ、下記のとおり要望します。

記

1. 東日本大震災で被災した医療施設等の災害復旧に係る補助金については、全ての医療施設を対象とすること。
2. 東日本大震災で被災した医療施設・介護老人保健施設の災害復旧に要する補助金の国庫補助率については、2/3に引き上げること。
3. 敷地内の地盤沈下による被害等、土地の整備に関する費用についても補助の対象とすること。
4. 医療機関・社会福祉施設等の二重債務問題について、福祉医療機構等を活用した更なる支援策を講じること(旧債務の据え置き期間・償還期間の延長並びに利子補給等)。
5. 国庫補助の協議にかかる事務を効率化し、迅速な支給が行われるように配慮すること。

以上



平成 23 年 9 月 8 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会
会 長 堺 常 雄

社団法人 全日本病院協会
会 長 西 澤 寛 俊

社団法人 日本医療法人協会
会 長 日 野 頌 三

社団法人 日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學

公益社団法人 全国老人保健施設協会
会 長 山 田 和 彦

東日本大震災に係る被災地の医療施設等への再建支援に関する要望

平素より四病院団体協議会及び全国老人保健施設協会の活動にご理解ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

この度の東日本大震災における被災地の医療施設等においては、地域医療の復興のために、施設の再建に向けて懸命な努力を続けているところです。

7月 25 日に成立した平成23年度第二次補正予算により、東日本大震災で被災した医療施設等の二重債務問題への対応について、(独)福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)及び災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施いただいておりますが、被災地の医療施設等からは、更なる融資の充実を求める声があがっております。

つきましては、以上の点を踏まえ、下記を要望いたします。

なお、去る平成 23 年 6 月 27 日に四病院団体協議会及び全国老人保健施設協会より要望いたしました「東日本大震災に係る医療施設等への災害復旧補助金対象範囲の拡大及び医療施設・社会福祉施設等災害復旧補助金の国庫補助率の再度の引き上げ等に関する要望」につきましても、未実現の項目がございますため、引き続き特段のご配慮を賜りたく重ねてお願い申し上げます。(参考資料として添付)

記

1. 福祉医療機構を活用した災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和
(長期運転資金の無担保貸付限度額の拡大 3000 万円⇒1億円、等)

以上

災害復旧事業に係る国庫補助の対象について

【医療施設等災害復旧費】

施設名	阪神・淡路の災害復旧事業の補助率				今回の災害復旧事業の補助率(推定)				特措法措置
	国	県	市町村/民間 ※1	合計※2	国	県	市町村/民間 ※1	合計※2	
公的医療機関施設(公立病院)	2/3	1/3	-	1	2/3	1/3	-	1	○
へき地診療所	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
へき地医療拠点病院	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
病院群輪番制病院、共同利用型病院	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
救命救急センター	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
周産期医療施設	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
理学療法士等養成所	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
小児救急医療拠点病院	当時、施設種別が存在しないため、措置無し				1/2	-	1/2	1/2	○
小児初期救急医療センター	当時、施設種別が存在しないため、措置無し				1/2	-	1/2	1/2	○
災害拠点病院	当時、施設種別が存在しないため、措置無し				1/2	-	1/2	1/2	○

【社会福祉施設等災害復旧費:老健局】

施設名	阪神・淡路の災害復旧事業の補助率				今回の災害復旧事業の補助率(案)				特措法措置
	国	県	市町村/民間 ※1	合計※2	国	県	市町村/民間 ※1	合計※2	
老人デイサービスセンター	2/3	1/6	1/6	5/6	2/3	1/6	1/6	5/6	○
老人短期入所施設	2/3	1/6	1/6	5/6	2/3	1/6	1/6	5/6	○
老人介護支援センター	2/3	1/6	1/6	5/6	2/3	1/6	1/6	5/6	○
軽費老人ホーム	2/3	1/6	1/6	5/6	2/3	1/6	1/6	5/6	○
老人福祉センター	1/2	1/4	1/4	3/4	1/2	1/4	1/4	3/4	-
介護老人保健施設	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	○
訪問看護ステーション	1/2	-	1/2	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
特別養護老人ホーム	激甚法による措置※3				激甚法による措置※3				-
	1/2	1/4	1/4	3/4	1/2	1/4	1/4	3/4	

※1…設置者の負担率。市町村もしくは民間の事業者の負担
 ※2…施設の設置・運営者が民間である場合の合計補助率
 ※3…栃木県障害福祉課からのヒヤリングによる